

【裁定委員会】2022年7月14日付け決定

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部顧問
- 2 懲罰の内容
 - ・2年間停止されている（以下「前回懲罰」という。）本協会の登録資格を、前回懲罰の満了日の翌日からさらに1年間停止する。
 - ・併せて研修の受講の義務を科す。
 - ・対象者が保有するコーチライセンスを降級する。
- 3 懲罰の起算日
2022年7月14日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(2)「本協会、国際バスケットボール連盟（F I B A）、F I B A A S I A、スポーツ仲裁裁判所（C A S）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）、国際オリンピック委員会（I O C）および日本オリンピック委員会（J O C）等ならびに所属する団体の定款、規程、規定、命令および指示等に反し」た行為に該当
- 5 事案の概要
前回懲罰に従わず、多数回にわたり、あからさまにはないものの、部の指導にわたる行為を継続していた